

小八木中継基地を利用される方へ

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
東近江市小八木町19番地 TEL:45-3666、FAX:45-3667

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の区域内で発生した一般廃棄物（家庭ごみ）のうち不燃廃棄物（埋立ごみ・燃えないごみ）は、有料で小八木中継基地へ直接搬入することができます。

※ ただし、産業廃棄物の搬入、過積載での搬入、区域外で発生したごみの搬入、許可業者以外の方による代理搬入などの**不適正なごみの搬入はできません。**

※ 小八木中継基地へ搬入される廃棄物は、圏域外の民間処分場へ搬出して最終処分を行います。廃棄物（ごみ）を直接搬入される際は、地域の安全を確保して環境を保全するため、廃棄物の処分を適正に行うために、**本書の記載内容を必ず守ってください。**

搬入できる廃棄物

| | |
|-----------------------------------|---|
| ご自身の家庭生活に伴って発生した生活ごみ | 硬質プラスチック類、陶器、ガラス、薬品・化粧品のびん、アルミ箔、ビデオテープ、CD、ナイフ・はさみ・針類、ハンガー、傘など |
| ご自身で自宅等を改修・解体して発生した建築廃材 | 瓦、タイル、石こうボード、コンクリート片、ブロック片、煉瓦、壁土など |
| 自治会やボランティア活動団体などが地域の清掃美化活動で回収したごみ | 汚泥、資源にならない金属・びん・プラスチック類など |

※ 搬入できる廃棄物は、各市町による「ごみの出し方・分別」などに関する案内で、彦根市では『埋立ごみ』に、愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町では『燃えないごみ』に分類されるごみです。

※ 直接搬入される場合は、搬入ごみを各市町の指定袋に入れる必要はありません。

※ **大型ごみは、約20cm以下に小割（棒状パイプ類は約30cm以下に切断）してください。**

目安として、180リタ以上以上の大きさのごみは『粗大ごみ』になりますので搬入できません。

※ 事業活動に伴って発生したごみ、店舗や事業所等の住宅以外の施設から発生したごみ（建築廃材を含む）、建設業者等が改修・解体して発生した建築廃材などの『産業廃棄物』は搬入できません。

搬入できない廃棄物

| | |
|---|--|
| 可燃物(燃やすごみ)、粗大ごみ、資源ごみ、小型家電、蛍光灯、ライター、乾電池(マンガン・アルカリ電池)など | 各市町による「ごみの出し方・分別」などに関する案内をご参照ください。 |
| 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機) | 購入先や専門店、製造業者、指定引取場所（高島運輸(株)彦根営業所：電話 0749-21-3540）などへご相談ください。 |
| パソコン | 購入先や専門店、製造業者、一般社団法人パソコン3R推進協会（電話 03-5282-7685）などへご相談ください。 |
| 充電式電池、ボタン電池 | 電気店・スーパー・自転車店などのリサイクル協力店へご相談ください。協力店などの詳細について、充電式電池は一般社団法人JBR C（電話 03-6403-5673）、ボタン電池はボタン電池回収推進センター（電話 0120-266-205）へご相談ください。 |
| 処理困難物(タイヤ・ホイール、バッテリー、消火器、ガスボンベ、耐火金庫、農機具類、毒物・劇物やその容器、火薬類、廃油など) | 購入先や専門店、製造業者などへご相談ください。 |
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物取扱業者、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（電話 077-521-2550）などへご相談ください。 |

直接搬入の手順

- ① ごみ搬入の前に、各市町の搬入許可申請窓口で「不燃廃棄物搬入許可書」の交付を受けてください。
※ 運転免許証などの本人確認書類の提示が必要です。

搬入許可申請窓口

彦根市：市役所生活環境課、清掃センター、稲枝支所、出張所（鳥居本・高宮・河瀬・亀山）
愛荘町：町役場くらし安全環境課（愛知川庁舎）、秦荘サービス室（秦荘庁舎）
豊郷町：町役場住民生活課 甲良町：町役場住民人権課 多賀町：町役場産業環境課





- ② 搬入の際は、小八木中継基地の受付窓口で「不燃廃棄物搬入許可書」を提出し、施設職員の指示に従い、ご自身で搬入ごみの荷降ろしを行ってください。

※ 不燃廃棄物搬入許可書の有効期間は、許可日から14日間です。ごみの搬入は、許可書に記載された有効期限（許可日から14日以内の最終開場日）までに行ってください。

※ ごみの搬入1回・車両1台ごとに許可書1枚の提出が必要です。2回以上または車両2台以上で搬入される場合は、搬入の回数・車両台数に応じて必要な枚数の許可書の交付を受けてください。

搬入車両

軽自動車(軽トラックを含む)または普通自動車(トラックを除く)に限ります。

| | 乗用 (1BOX含む)  | トラック | | |
|-------|---|---|--|--|
| | | バン  | 平ボディ  | ダンプ  |
| 軽自動車 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 普通自動車 | ○ | × | × | × |
| 中型自動車 | × | × | × | × |
| 大型自動車 | × | × | × | × |

※ 過積載での搬入はできません。

過積載は、搬入経路での交通事故を招く恐れがある大変危険な交通違反です。運搬される方の身を守るため、地域の安全を確保するために、搬入車両に応じた最大積載量（軽トラックは350kg）を必ず守ってください。

搬入日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ※ 土・日曜日、祝日等は搬入できません。

9:00～16:30（12:00～13:00を除く）

料金

ごみの搬入量5kgまでごとに50円

ごみの減量化・資源化に、より一層のご協力をお願いします。（本紙は、再生紙を利用しています。）